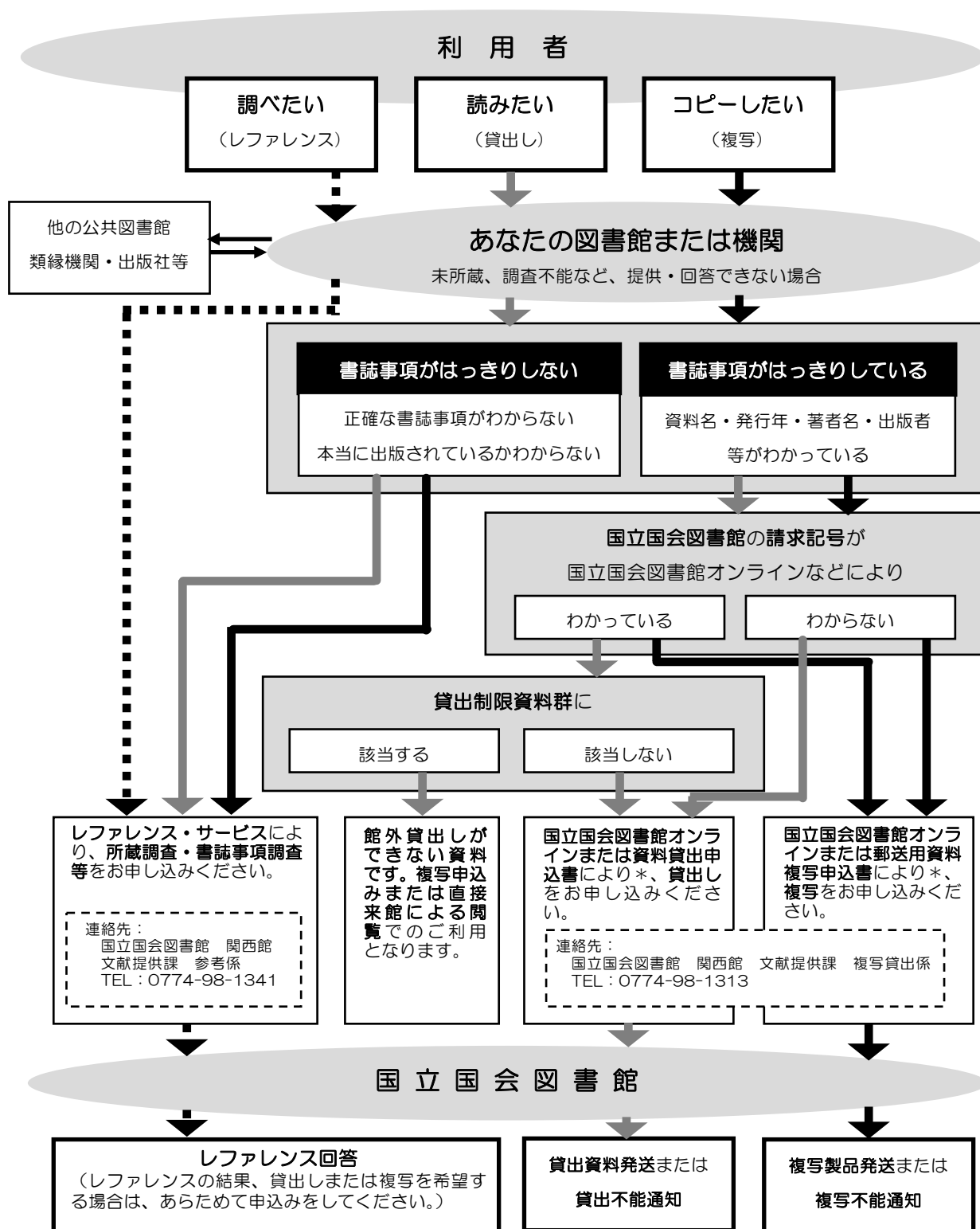


第2章 サービスを申し込む前に

2-1 「複写」「貸出し」「レファレンス」の使い分け



* 国立国会図書館オンラインで申込みできない資料は、付属の資料貸出申込書、郵送用資料複写申込書でお申し込みください。貸出しを受けるには、図書館間貸出制度への加入が必要です。

* 上記のほかに、国立国会図書館がデジタル化した資料を全国の図書館に送信するサービス（デジタル化資料送信サービス）があります。詳細は、第7章をご覧ください。

2-2 申込方法

当館のサービスについては、下表の申込手段があります。当館は、全国の図書館協力体制を基盤にした「各図書館を経由しての当館の利用」を重視しております。

一部を除き、サービスの利用には利用者登録（第3章参照）が必要となります。（未登録で利用できるサービスは下表◎のみです）

利用方法		利用者		東京本館・関西館		国際子ども図書館	
				満18歳以上*1		一部を除き制限なし*2	
		個人	図書館経由	個人	図書館経由		
複写	申込書	国立国会図書館オンライン		○	○	○	○
		郵送		○	◎	○	◎
		FAX		×	○*3	×	○*3
	来館		◎*4	—	◎	—	
貸出し*5	郵送	国立国会図書館オンライン		×	○	×	○
		申込書 郵送		×	○	×	○
		FAX		×	○*3	×	○*3
	来館	国立国会図書館オンライン		×	○	×	○
来館		×	○	×	○		
レファレンス	文書	国立国会図書館 オンライン		×*6	○	×*6	○
		FAX 又は 郵送		×	×	×	×
	電話*7		◎	◎	◎	◎	
	来館		◎	—	◎	—	

*1 利用者の年齢制限については、当館の利用規則により定めています。ただし、満18歳未満でも利用を認める場合があります。詳しくは次頁をご覧ください。

*2 満18歳未満の方のご利用に関しては次頁をご覧ください。

*3 国立国会図書館オンラインからの申込みができない資料に限ります。

*4 書庫内資料の利用には利用者登録が必要です。未登録で利用できるのは開架資料および電子情報のみです。

*5 貸出しとは図書館間貸出制度（第6章参照）に基づく図書館間貸出しのことであり、資料の受取方法により、郵送貸出しと来館貸出しがあります。サービスを受けるには当該制度への加入が必要です。また、学術文献録音テープ等の貸出しについては第9章をご参照ください。

*6 個人の登録利用者には、複写のための記事掲載箇所調査サービスを提供しています。このサービスは図書館のIDではご利用いただけません。詳しくは、[レファレンス・資料案内](#)のページをご覧ください。

*7 当館の利用方法、資料の所蔵などの簡単なお問い合わせにのみお答えします。

※各サービスの詳細についてはそれぞれの章をご参照ください。

満 18 歳未満の方の利用について

東京本館および関西館

東京本館および関西館では、資料の利用ができる方を、原則として満 18 歳以上の方と定めています。これは、満 18 歳未満の方は、多くの場合、お近くの公共図書館や学校図書館で目的を達することができると考えられ、また、当館側において施設や対応できる人員などに限りがあるためです。ただし、当館所蔵資料を利用しなければ調査研究の目的を達成することが困難であると認められる場合、その他特段の事情がある場合には、所定の手続きを経て利用できます。当館ホームページ「ホーム」>「よくあるご質問」>「利用案内」>「利用案内」の「[Q 満 18 歳未満の人はどのようにしたら利用できますか？](#)」をご確認の上、事前に下記の連絡先に電話でご相談ください。

<問い合わせ先>

- 東京本館の来館利用
利用者サービス部 サービス運営課 TEL : 03-3581-2331 (代表)
- 関西館の来館利用
関西館 文献提供課 TEL : 0774-98-1341
- 図書館間貸出し、非来館での複写サービス
関西館 文献提供課 TEL : 0774-98-1313

なお、利用希望資料が図書館間貸出し可能な場合は、利用希望の方の最寄りの公共図書館などで利用することができます。

来館せずに複写サービスを希望する場合には、まず上記問い合わせ先にご連絡ください。

国際子ども図書館

国際子ども図書館では、入館に際して年齢による制限は行っておりません。来館利用の場合、子どものへや、世界を知るへや、調べものの部屋、児童書ギャラリーに開架している資料は、年齢に関わらずどなたでも利用できます。児童書研究資料室の利用に際しては手続きが必要です。

利用希望資料が図書館間貸出し可能な場合は、利用希望の方の最寄りの公共図書館などで利用することができます。

来館せずに複写サービスを希望する場合には、まず下記問い合わせ先にご連絡ください。

<問い合わせ先>

- 国際子ども図書館の来館利用
国際子ども図書館 資料情報課 TEL : 03-3827-2053 (代表)
- 図書館間貸出し、非来館での複写サービス
関西館 文献提供課 TEL : 0774-98-1313

2-3 サービスを申し込むための条件

利用方法		条件等
サービス	申込方法	
複写	国立国会図書館オンライン FAX*	当館の登録利用者制度に加入していること。(詳細は第3章)
	郵送	特になし
図書館間貸出し 東京本館・関西館	国立国会図書館オンライン 郵送 FAX*	東京本館・関西館の図書館間貸出制度に加入していること。(詳細は第6章)
図書館間貸出し 国際子ども図書館	国立国会図書館オンライン 郵送 FAX*	国際子ども図書館の図書館間貸出制度に加入していること。(詳細は第6章)
レファレンス	国立国会図書館オンライン	東京本館・関西館の図書館間貸出制度に加入していること。(詳細は第6章)
学術文献録音テープ等貸出し		当館の貸出受付館として登録していること。(詳細は第9章)

*国立国会図書館オンラインから申込みできない資料に限ります。

2-4 サービスを申し込む際のご注意

(1) 所蔵の確認

サービスを申し込む前に所蔵の確認をしていただくようお願いいたします。事前に所蔵の有無や当館請求記号を確認していただくことで、回答や資料入手までの時間が短縮されます。

所蔵確認のための検索手段

◇国立国会図書館検索・申込オンラインサービス(国立国会図書館オンライン)(第4章参照)
「当館ホームページ」>「[国立国会図書館オンライン](#)」

所蔵の確認ができず請求記号が未記入の場合であっても、複写や貸出しの申込みは受け付けておりますが、複写製品・貸出資料の発送が遅くなります。

出版の事実や論文の存在を確認できない場合や、書誌事項を特定できないような場合には、まずレファレンス・サービスをお申し込みください。

なお、レファレンス・サービスは、複写・貸出しなどのサービスとは連動しておりません。レファレンス回答に基づいて当館所蔵資料の複写・貸出しなどを申し込まれる場合には、必ず判明した当館請求記号を記入の上、レファレンスの申込IDをお書き添えください。

(例:「レファレンス申込ID 52223 照会済み」)

※国立国会図書館オンラインからの複写申込みでは「記事・論文名」欄を、貸出申込みでは

「備考」欄をご利用ください。

(2) 国立国会図書館オンラインからの申込み

複写や貸出しの申込みはすべてシステム処理しており、国立国会図書館オンラインからの申込みが常に優先して処理されます。お急ぎの場合は申込書ではなく国立国会図書館オンラインでお申し込みください。

(3) 郵送での申込み

- ◇郵送で申し込む場合は、このハンドブック付属の申込書をプリントアウトしてお使いください。
- ◇黒字ではっきりと読みやすくご記入ください。(鉛筆など文字が薄いものは不可。)
- ◇記入は正確をお願いします。1文字でも誤字、脱字があると、正確な処理ができません。特に欧文の場合はご注意ください。
- ◇利用者IDを忘れずにご記入ください。記入のあるものを優先して処理いたしますので、ご不明な場合はお問い合わせください。
- ◇典拠や事前調査で判明した事項は、なるべく詳しくご記入ください。

※FAXでの申込みについて

◇**国立国会図書館オンラインから申込みができない資料にかぎり、FAXでのお申込みをお受けしています。**

- ◇送信枚数が分かるように、申込書の右上に頁付けをしてください。
(例：1枚の場合 1/1、3枚の場合 1/3、2/3、3/3)
- ◇貴館のFAX番号は市外局番から正確にご記入ください。記入ミスは回答未着などのトラブルの原因になります。
- ◇FAX番号に変更があった場合は、すみやかにお知らせください。
- ◇申込書は拡大・縮小せずにA4判でお送りください。
- ◇送信票などは必要ありません。申込書のみお送りください。

迅速な資料・情報の入手のために

複写製品や貸出資料の発送およびレファレンスの回答が、申込みの日付順になるとは限りません。以下の4点を正確にご記入いただくと、いずれのサービスを申し込まれた場合でも比較的早く処理できます。

- (1) 当館の請求記号
- (2) 正確な書誌事項
- (3) 有効な典拠・情報源
- (4) 調査済みの目録・書誌類、照会済みの図書館名など

(4) 請求記号について

請求記号とは、当館の個々の資料に付与された固有の番号です。請求記号と間違えて分類記号などを申込書に記入されるケースが多々見られます。このような申込みの場合は再調査をするため、複写製品や貸出資料の発送が遅れる原因になります。

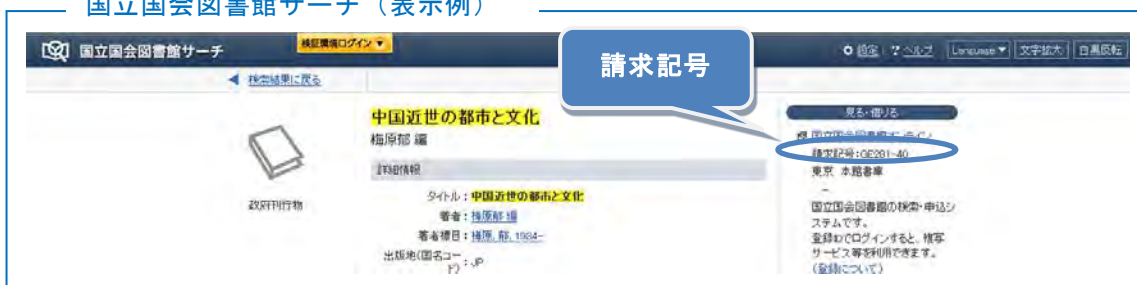
以下に、各目録での請求記号の表示例と郵送用資料複写申込書、資料貸出申込書への記入例を挙げました。これらを参照していただき、お間違いのないようにご記入ください。

※同一書名の場合でも、巻号によって別の請求記号になるものもあります。

国立国会図書館オンライン（表示例）



国立国会図書館サーチ（表示例）



《請求記号欄》

(記入例)

資料貸出申込書

GE281
40

郵送用資料複写申込書

請求記号	GE281-40
(デジタル) http://dl.ndl.go.jp/info-ndljp/pid/ _____	